

2019年12月20日
株式会社日本アルトマーク

調剤基本料算定薬局におけるかかりつけ機能の動向 -かかりつけ薬剤師指導料・包括管理料算定割合 調剤基本料3が66.7%-

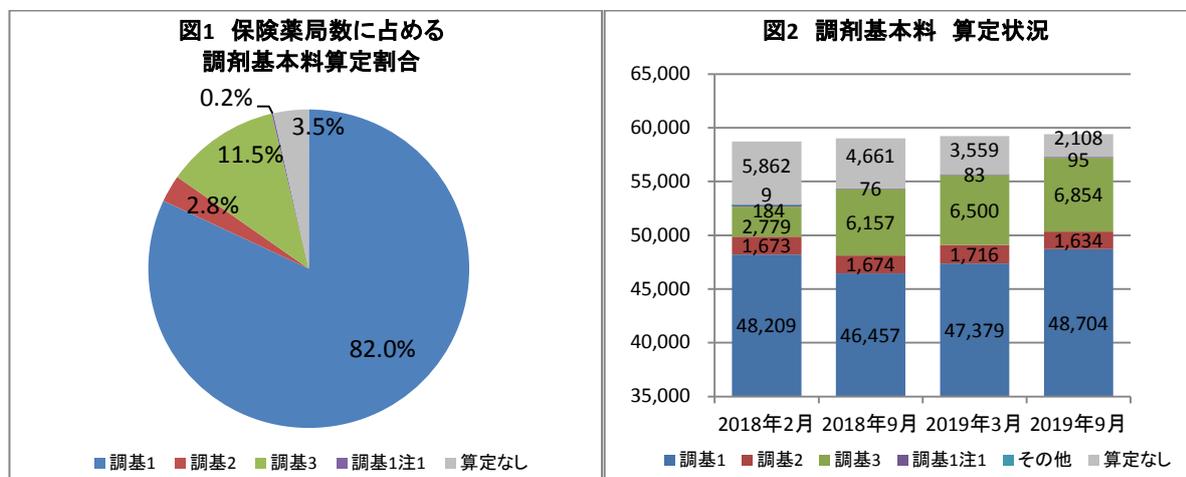
株式会社日本アルトマーク(以下、日本アルトマーク、東京都港区・代表取締役社長 梅田友彦)は、2018年診療報酬改定時に算定要件が見直された「調剤基本料」について、2019年9月時点の算定状況を調査いたしました。

地域包括ケア構築に向け、薬局の機能が大きく変わろうとしています。調剤基本料では、2016年度診療報酬改定より、いわゆる門前薬局を対象とした算定要件の見直しが進められてきました。2018年度改定では薬局の地域医療への貢献が求められる中でさらに見直しがなされ、特定医療機関からの処方箋集中率引き下げや、同一グループ全体の処方箋受付数による要件が細分化され、門前薬局を多く抱える薬局チェーンにとって厳しい評価体系となりました。対物業務から対人業務へのシフトが求められている薬局について、今回は調剤基本料とかかりつけ機能に関する観点から、現状をまとめました。

◇保険薬局のうち82.0%が調剤基本料1を算定

2019年9月時点の保険薬局数は59,395軒となっており、診療報酬改定前の2018年2月時点から679軒増加と、保険薬局全体は増加傾向である。59,395軒の調剤基本料算定状況をみると、保険薬局全体のうち82.0%が調剤基本料1を算定していた。(図1)

調剤基本料の算定状況を区分別にみると、改定前後の2018年2月と2019年9月で、調剤基本料1が減少し、調剤基本料3が大幅に増加していた。2018年改定では門前薬局への評価見直しに伴い、調剤基本料3は処方箋集中率を95%超から85%超へ引き下げるとともに、グループ全体の処方箋受付枚数(月4万~40万回以下、月40万回超)が要件に加わった。改定前後の動きは、この要件見直しに伴い調剤基本料1の算定要件を満たせなくなった門前薬局などが増加したことによる動きと思われる。



※図2「その他」:2016年度項目の「調剤基本料4」「調剤基本料5」「調剤基本料4(注1)」が含まれます。

◇改定前後の算定状況の変化

診療報酬改定前の2018年2月時点から改定後の2018年9月時点までの薬局の変化をみたところ、2018年2月時点で調剤基本料1を算定していた薬局のうち、調剤基本料1以外の区分へ転換していた薬局は3,447軒あった。転換先の算定区分の割合をみると、調剤基本料3への転換が最も多く、42.6%にあたる1,468軒が調剤基本料3のイに、41.7%にあたる1,438軒が調剤基本料3のロに転換していることがわかった。(表1)

表1 2018年2月から2018年9月における調剤基本料算定薬局の動き

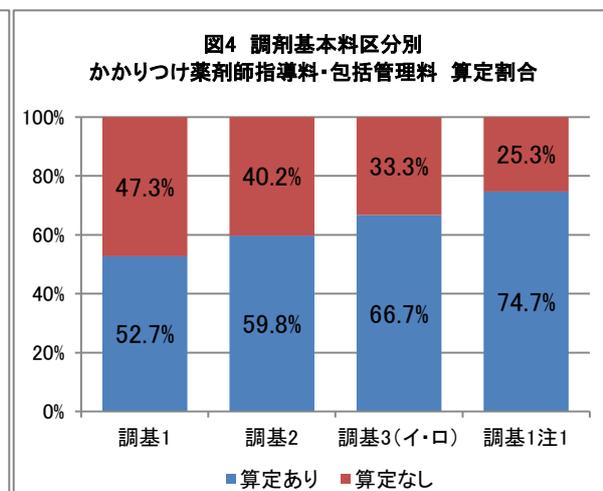
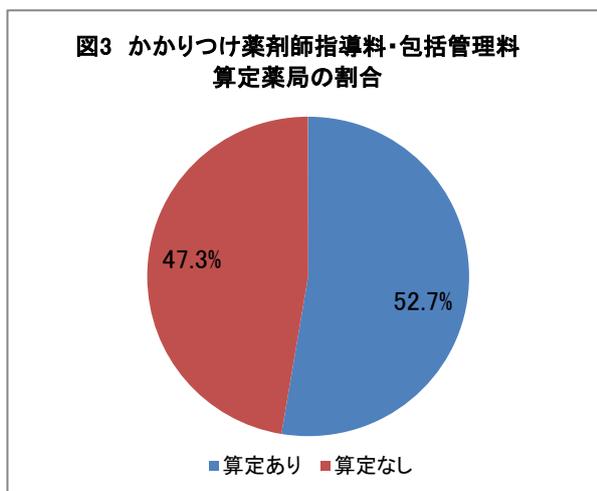
2018年2月	2018年9月						
	調基1	調基2	調基3イ	調基3ロ	調基1注1	その他	
調基1	48,209	44,762	411	1,468	1,438	51	79
調基2	1,673	151	1,219	127	164	5	7
調基3	2,779	67	2	1,151	1,495	16	48
調基1注1	184	12	27	23	119	3	0
その他	9	2	0	0	0	0	7
合計	52,854	44,994	1,659	2,769	3,216	75	141

改定前後では算定薬局の動きに変化がみられたが、改定後の各区分の算定状況に目立った動きはなく、全体的に右肩あがりである。一方、調剤基本料を算定していない薬局数が減少傾向にあった。(図2) 保険薬局数が増加傾向にあることから、2018年改定後の各区分の算定薬局増加は、新店舗および調剤基本料未届薬局による新規算定数とみてとれる。

◇かかりつけ薬剤師指導料・包括管理料 調剤基本料1が最も少なく52.7%

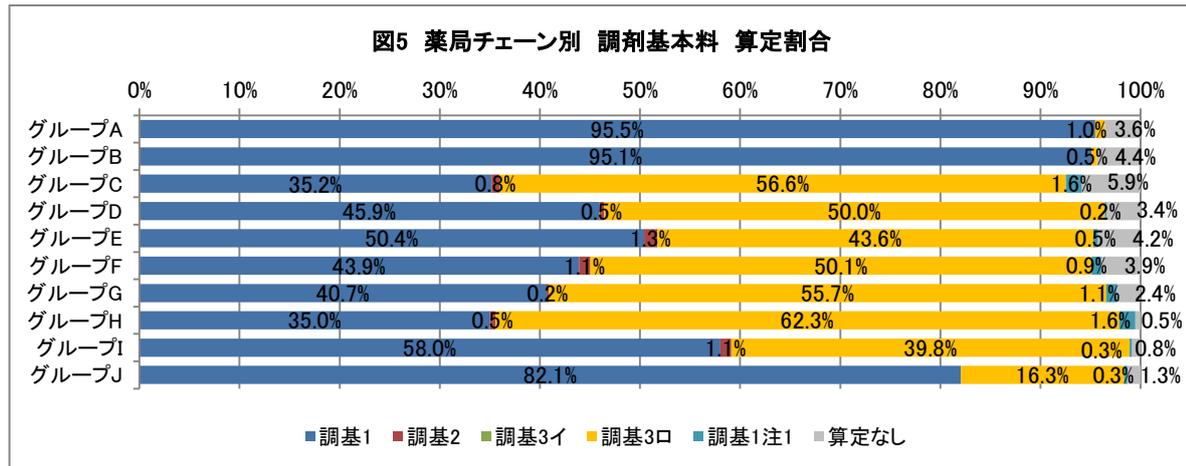
2019年9月時点のかかりつけ薬剤師指導料・包括管理料を算定している薬局は31,329軒となっており、保険薬局全体(59,395軒)の約半数である52.7%の薬局が算定していた。(図3)

かかりつけ薬剤師指導料・包括管理料を算定している薬局の調剤基本料の算定状況をみたところ、保険薬局における算定数が最も高い調剤基本料1の算定割合は52.7%と、最も低くなっていた。反対に、医療モール、門前薬局やチェーン店を対象とした調剤基本料2や調剤基本料3の算定割合が高く、報酬点数の低い区分ほど、かかりつけ薬剤師指導料・包括管理料の算定割合が高い傾向にあった。(図4)



◇薬局チェーン別算定状況 3位以下8グループで調剤基本料3の口の算定割合増

保険薬局店舗数が多い薬局チェーン上位10グループの調剤基本料算定状況をみると、上位2グループ(グループA・B)と3位以下グループ(グループC~J)で算定状況に違いがみられた。上位2グループはいずれも調剤基本料1の算定割合が95%台と大部分を占めており、調剤基本料1以外の算定割合は極端に少なかった。一方、3位以下8グループでは区分ごとの算定割合にばらつきがみられた。調剤基本料3の口の算定割合が上位2グループと比較して高くなる傾向にあり、グループC、D、F、G、Hの5グループでは調剤基本料1より調剤基本料3の口の算定割合が高くなっていた。(図5)



かかりつけ薬剤師指導料・包括管理料の算定状況は、グループIが最も高く85.9%であった。店舗数トップのグループAは10.3%と最も低い算定率となっていた。傾向をみると、かかりつけ薬剤師指導料・包括管理料の算定割合が低い薬局チェーンは調剤基本料1を、算定割合が高い薬局チェーンは調剤基本料3の口を算定していることがわかった。調剤基本料部分で補えなくなった報酬点数を、かかりつけ薬剤師などその他の算定項目で補完する動きが各薬局チェーンで展開されているものとみられ、各薬局チェーンにおける取組みの特性がみられる結果となった。(図6)

2020年診療報酬改定においても対人業務を評価する動きがみられる。薬局の機能強化・機能見直しの方向性について、引き続き動向に注視したい。

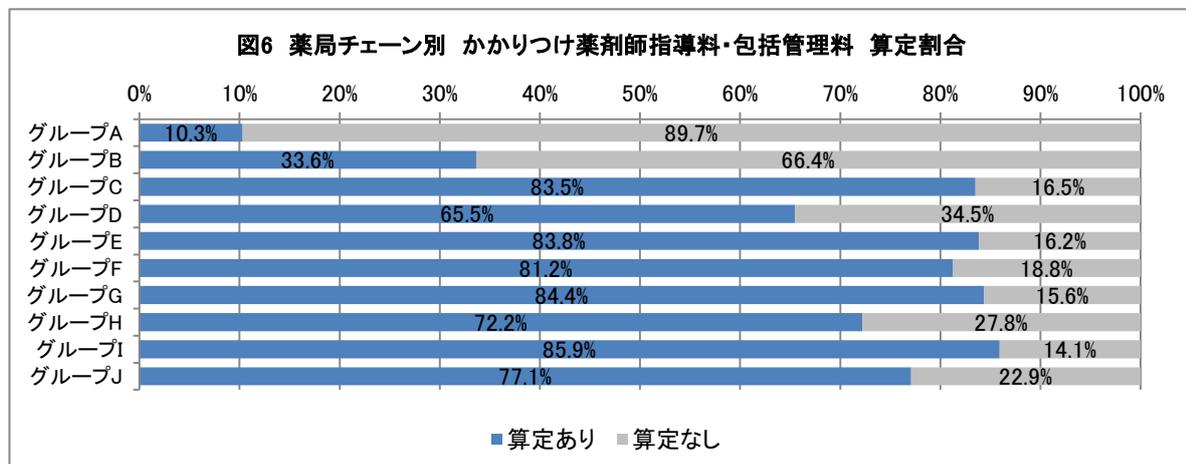


表 2 都道府県別 調剤基本料およびかかりつけ薬剤師指導料・包括管理料 算定状況(2019年9月時点)

都道府県名	調剤基本料						かかりつけ 薬剤師指導料・ 包括管理料
	調基1	調基2	調基3イ	調基3ロ	調基1注1	合計	
北海道	1,708	73	186	241	11	2,219	1,337
青森県	494	54	4	37	7	596	330
岩手県	449	20	46	39	25	579	274
宮城県	860	56	111	85	0	1,112	544
秋田県	443	25	12	29	4	513	273
山形県	442	16	28	78	0	564	281
福島県	609	20	108	81	2	820	406
茨城県	942	44	68	188	0	1,242	639
栃木県	536	34	168	109	0	847	451
群馬県	694	21	36	118	0	869	392
埼玉県	2,233	124	211	237	0	2,805	1,442
千葉県	1,964	93	148	164	0	2,369	1,107
東京都	5,904	113	218	226	1	6,462	3,303
神奈川県	3,372	77	177	154	0	3,780	1,782
新潟県	814	42	34	200	14	1,104	722
富山県	347	4	56	37	0	444	251
石川県	444	5	42	19	9	519	318
福井県	222	8	23	27	0	280	150
山梨県	391	13	10	24	2	440	162
長野県	895	11	17	31	1	955	599
岐阜県	782	30	90	77	0	979	522
静岡県	1,575	53	47	95	0	1,770	1,023
愛知県	2,631	116	259	231	2	3,239	1,784
三重県	651	25	52	67	0	795	473
滋賀県	513	5	33	35	4	590	372
京都府	867	5	85	55	0	1,012	526
大阪府	3,729	29	144	133	0	4,035	2,493
兵庫県	2,199	60	173	116	0	2,548	1,540
奈良県	468	9	37	24	1	539	366
和歌山県	404	6	12	34	0	456	288
鳥取県	249	2	5	17	0	273	159
島根県	286	1	16	21	2	326	209
岡山県	663	40	26	59	0	788	491
広島県	1,250	40	116	121	0	1,527	870
山口県	646	21	45	49	0	761	488
徳島県	364	9	4	8	0	385	240
香川県	434	18	9	49	0	510	331
愛媛県	511	22	10	32	0	575	352
高知県	323	9	1	27	3	363	197
福岡県	2,406	61	164	145	0	2,776	1,528
佐賀県	442	27	24	7	0	500	334
長崎県	653	22	11	26	4	716	425
熊本県	679	52	20	62	1	814	375
大分県	491	31	9	27	0	558	264
宮崎県	471	27	30	33	0	561	267
鹿児島県	783	45	6	10	0	844	499
沖縄県	471	16	22	17	2	528	150
合計	48,704	1,634	3,153	3,701	95	57,287	31,329

[参考]

主な施設基準等		点数
調剤基本料1	調剤基本料2、3及び特別調剤基本料に該当しない(医療資源が少ない地域の特例あり)	42
調剤基本料2	次のいずれかに該当 ①処方箋受付回数月4,000回超かつ集中度70%超 ②処方箋受付回数月2,000回超かつ集中度85%超 ③特定医療機関の処方箋受付回数月4,000回超 (同一建物内に複数ある医療機関からの場合は合算した回数) ④同一グループに属する他の薬局において、医療機関に係る処方箋による調剤の割合が最も高い医療機関が同一の場合、当該他の薬局の処方箋を含めた受付回数月4,000超	26
調剤基本料3	イ グループ全体の処方箋受付回数月4万回超40万回以下で、次のいずれかに該当 ①処方箋集中度85%超 ②特定医療機関との間で不動産賃貸借取引がある	21
	ロ グループ全体の処方箋受付回数月40万回超で、次のいずれかに該当 ①処方箋集中度85%超 ②特定医療機関との間で不動産賃貸借取引がある	16
特別調剤基本料	次のいずれかに該当 ①不動産賃貸借取引がある病院に係る処方箋集中度95%超 ②1、2及び3のいずれにも該当しない	11

※2019年10月より消費税増税に伴い1点引き上げ

[図1、図2、図3、図4、図5、図6、表1、表2、参考]

出典：(株)日本アルトマーク [MDBα]

記事等へお取り上げくださる場合は、掲載誌を一部下記宛にご郵送いただけますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

株式会社日本アルトマーク MDB オペレーション部 高木
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番地1号 森永プラザビル本館15階
TEL. 03-6809-6251(平日9:00~17:30) FAX. 03-3453-4140

【会社概要】

会社名	株式会社日本アルトマーク
代表者	代表取締役社長 梅田 友彦
所在地	東京都港区芝5丁目33番地1号 森永プラザビル本館15階
資本金	5,550万円
設立	1962年3月
従業員数	119名(2019年7月1日現在)
事業内容	メディカルデータベース(MDB)事業
ホームページ	http://www.ultmarc.co.jp